

# 高校「政治・経済」教科書のなかの「信教の自由」「政教分離」 —戦後日本社会における政教分離概念の浸透過程の一側面として—

塚田 穂高\*・岡崎 優作\*\*

(平成31年1月31日受付；令和元年5月7日受理)

## 要 旨

戦後日本社会において、「政教分離」や「信教の自由」、あるいはそれに関連する事項や事件などに関する知識や認識がどのようにして得られるのか。この問題を明らかにするために、高校「政治・経済」科目の教科書の記述に着目する。対象としたのは、1965年から現在までに刊行された全209冊の「政治・経済」教科書である。まず、現状把握のために、現行の教科書9冊を分析した。そこでは、日本国憲法を扱った部分で、ほぼ全てに「信教の自由」「政教分離」の用語の記載と説明があった。また、それらが「津地鎮祭訴訟」や「靖国神社公式参拝」といった具体的な政教分離訴訟・問題や、「国家神道」などと関連づけて記述されていた。加えて、「裁判所」を扱った部分で、最高裁の違憲判断の例として、「愛媛玉串料訴訟」や「空知太神社訴訟」などが記載されていた。次に、こうした用語や記述が、どの段階で加わっていったかを明らかにした。最初期の教科書16冊では、「信教の自由」の語が認められるのみだった。その後、1970年代に日本社会で各種の政教分離訴訟が進むにつれて、それぞれの用語や説明が厚くなっていく過程を跡付けた。以上から、「信教の自由」「政教分離」については、教科書ごとの若干のちがいを含みつつも、日本社会で実際に「政教分離」が社会問題化していく過程を比較的忠実に反映するかたちで記述が変化し、知識・認識の浸透の一局面を担ったことが明らかになった。

## KEY WORDS

政治・経済 教科書 日本国憲法 信教の自由 政教分離概念 政教分離訴訟 国家神道

## 1 問題の所在

われわれは「信教の自由」や「政教分離」といった概念を、なぜ知っているのだろうか。もちろんその理解には、人によってかなりの幅があり、しかも「政教分離」については、「宗教団体が政治に関わることは憲法違反」といった「まちがった」理解がされていることすらしばしばである(塚田 2018ほか)。しかし、知識社会学的な観点から言えば、そこには社会においてそうした社会的知識や概念が時代状況のなかで形成される過程があり、それが人々に浸透する過程があるはずである。こうした社会的知識や概念の構築・浸透過程を問い直す動向は、近年の人文社会科学領域においてさかんに行われているものである(磯前・アサド編 2006ほか)。

本稿では、そうした知識や概念が社会的に浸透する回路の一つとして、高校「政治・経済」の教科書に焦点を当て、そのなかでこれらの語がどのように記述されてきたかについて、網羅的に検証することを目指すものである。

## 2 先行研究の検討、研究課題の設定

本稿の研究史上の位置づけを考える上で、宗教研究、憲法学、社会科教科書研究の3つの領域における先行研究の議論の蓄積をレビューしたい。

まず、宗教研究においては、宗教概念論と宗教教育研究のなかに本稿の課題は位置づけられる。前者では、近年大きな研究上の進展が見られる。だが日本の場合、主に着目されるのは近代における概念形成過程であり(磯前 2003ほか)、戦後から現代に至るまでの宗教概念を射程に入れた研究の蓄積は乏しい<sup>1)</sup>。後者では、従来主に(公立)学校教育においてどのような内容の宗教教育ができるか/なされるべきかといった視点からの研究が多かった。近年では藤原聖子が、高校の「倫理」や「日本史」「世界史」などの教科書における宗教記述が学問的に問題ある序列的・価値表出的なものになっている点などを指摘している(藤原 2011ほか)。「政治・経済」における靖国神社に関わる記

\*人文・社会教育学系 \*\*上越教育大学(修士課程)

述についても触れてはいるが、検討範囲が狭く、アドホックなものに留まっている (Fujiwara 2017)。

憲法学においては、信教の自由・政教分離に関する研究蓄積はもちろん膨大にある (後藤 2018ほか)。しかしそれらは、その歴史的形成過程や憲法解釈、そして種々の政教分離訴訟の判例解説がほとんどであり、そうした憲法の記述や判例がどう社会的に受け入れられていったかという視点は弱い。法教育の文脈から、学校教科書の憲法記述に着目した研究はあるが (横大道・岡田 2014ほか)、そこにおいて信教の自由・政教分離記述が焦点化されてはいない。

社会科教科書研究においては、歴史教科書を中心に蓄積がある。高校「世界史」教科書の通時的分析により戦後日本のナショナル・アイデンティティをめぐる歴史記述の意識の変遷を跡付けた岡本智周の研究など (岡本 2001ほか)、歴史問題や社会問題への意識を強く持った研究が蓄積されてきた (升野 2007ほか)。しかし、同様の問題意識や手法から、教科書のなかの「信教の自由」「政教分離」を見渡した研究はなく、社会問題化とともに変わっていく教科書記述を実際に追う作業が必要である。

これらの他に、高森明勅は中学校「公民」・高校「現代社会」「政治・経済」の教科書における「政教分離」記述を検討している (高森 2003)。本稿の関心と重なる面もあるが、現行 (当時) の教科書記述をめぐる問題告発的・運動的な姿勢が強く、検討範囲も一時期のものに限られるため、歴史的変遷を追う視点はない。

また、学校教科書を扱ったものではないが示唆深い研究として、藤本頼生のものがある (藤本 2013)。藤本は、司法試験や公務員試験の主要テキスト・問題集における政教分離や判例に関する記述の特色を、「法曹三者等は、大学等教育機関で勉強した憲法・法学の学説の基礎解釈が、そのまま知識として定着していく可能性があるものと考えられ」、「司法試験 (予備試験含む) や公務員試験の参考書や過去問、模擬試験問題集などのテキスト類を何度も繰り返し勉強するなかで、政教分離に関する学説が個々の政教分離に関する知識・解釈の仕方として定着する可能性が高いと考えられる」 (同:5) といった問題意識 (危機意識) から分析した。藤本の持つ危機意識は筆者らとは異なるが、知識・概念の社会的浸透過程を解明しようという問題意識には共通のものがああり、大きく参考になる。

以上の先行研究のレビューより、本稿において取り組もうとしていることの、研究史上のオリジナリティと意義が明らかになったと言えるだろう。よって、本稿では、戦後から現代に至るまでの宗教概念とりわけ「信教の自由」「政教分離」概念について、高校「政治・経済」教科書における記述の変遷過程を、その社会的背景としての政教分離訴訟の進展との対応関係も含めて、解明することを研究課題として設定する。

### 3 研究対象の概要—高校「政治・経済」とその教科書—

#### 3.1 高校「政治・経済」について

本項では、本稿で検討対象とする高校「政治・経済」という科目について、その誕生と変化の経緯を概観しておきたい。

1958年10月1日付文部省告示第80号・81号によって、小中学校の社会科の学習指導要領が改訂されたことを受けて、高等学校社会科の内容も系統的に再編されることとなった。審議が重ねられ、1960年に改訂がなされた。それにより、従前は「社会」「日本史」「世界史」「人文地理」であったのが、「倫理・社会」「政治・経済」「日本史」「世界史A」「世界史B」「地理A」「地理B」に再編された。従来の「社会」(いわゆる「社会科社会」)の内容が、「倫理・社会」と「政治・経済」に分化したと大筋では言え、特に社会科における道徳教育的側面を強調するために前者の成立をみた点に議論が集まっている (梶 1967; 橋本 2009ほか)。他方、「政治・経済」の方は、切り離されて残った部分、すなわち「従前の「社会」の内容のうち、政治的領域、経済的領域に関する事項を含めるとともに、社会的領域のうちの「労働関係の改善」、「社会福祉の増進」ならびに「農村生活の向上」の一部をも含めた<sup>2)</sup>内容とされた<sup>2)</sup>。

「倫理・社会」「政治・経済」ともに2単位ずつの必修科目であり、前者は通常の全日制では第2学年、後者は第3学年で履修することを前提として始まった。その後、1978年の「現代社会」創設により、「倫理」(ここで改称)「政治・経済」は選択科目に変わった。1989年版要領からは、高校社会科が解体されて「地理歴史科」「公民科」に再編され、「政治・経済」も後者に入った。現在では、「現代社会」2単位か、「倫理」「政治・経済」それぞれ2単位の履修が求められ、実際には組み合わせられもしながら、全国の高校生が学んでいる。

「政治・経済」の内容構成は、「(1) 日本の政治」「(2) 日本の経済」「(3) 労働関係・社会福祉」「(4) 国際関係と国際協力」の4つの大項目から始まった。その後、若干の再編を経て、1999年および2009年要領では「(1) 現代の政治」「(2) 現代の経済」「(3) 現代社会の諸課題」に落ち着いている。本稿で扱う内容は、基本的に(1)のみに関わる。(1)の中項目は、「民主政治の本質」「日本国憲法の基本問題」「日本の政治の諸問題」から始まった。その後、文言と構成を若干変えながら、1989年要領では「国際政治と日本」が加わり、1999年・2009年では「現代の国際政

治」となっている。現行で最大のシェア（26.8%、以下、「政治・経済」のシェア率は『内外教育』6642号（2018年）11頁の記載（2018年度の数字）に拠る）を持つ教科書である東京書籍『政治・経済』（2018年）では、「第1章 現代の政治」のもと、「1節 民主政治の基本原則」「2節 日本国憲法の基本原則」「3節 日本の政治機構」「4節 現代政治の特質と課題」「5節 現代の国際政治」という節立てになっている。基本的には、この「2節 日本国憲法の基本原則」にあたる（一部、「3節 日本の政治機構」にも関わる）各教科書の記述を中心的に見ていくことになる。

### 3. 2 高校「政治・経済」教科書を検討対象とするにあたって

高校「政治・経済」が1960年の要領改訂を経て、科目となるにあたり、各社が教科書を作成した。検定を経て15社16冊の教科書が1965年初頭には出揃っている。以降、現行教科書（2016年・2017年検定のもの）に至るまで、25社が計209冊の教科書を刊行してきているのが確認できる<sup>3)</sup>（論文末の〈表1〉〈表2〉参照。以下、本稿では各教科書を〔〕内に001~209のID（ならびに「：」の後に頁数）を記載して示す）。筆者らは、この209冊全てを教科書図書館・上越教育大学附属図書館・東京学芸大学附属図書館などで閲覧し、必要部分を複写・収集した上で、テキストデータ化している。本稿では、この209冊分の「信教の自由」「政教分離」に関わる記述を検討対象とする。これにより、高校「政治・経済」教科書における記述という点での網羅性は担保できると考える。

しかし、なぜ高校「政治・経済」教科書を対象とするのかについては、主に以下の3点から妥当性を問われることも考えられるため、あらかじめ説明しておきたい。

まず、なぜ高校「政治・経済」なのか、中学校社会科の方が義務教育である分、社会的浸透をみる際には適切なのではないかという点である。確かに、中学校社会科の公的的分野においても日本国憲法を扱っており、「信教の自由」「政教分離」について触れられている。現行の7冊の教科書では、「信教の自由」については、「宗教を信仰するかしないか、どの宗教を選択するかを決める権利」（帝国書院『中学生の公民』2018年、48頁）などのように、7冊すべてで「基本的人権」—「自由権」—「精神の自由」の枠組みのなかで触れられている。一方で、「政教分離」については、「個人の信教の自由を保障するだけでなく、国や地方公共団体が特定の宗教団体に特権を与えることや、宗教的活動を行うことなどを禁止しています」（教育出版『中学社会公民』2018年、43頁）などと説明があるのは4冊のみである<sup>4)</sup>。このように、義務教育段階で「信教の自由」には全ての中学生が触れること、「政教分離」には2019年度のシェア率では30.2%（『内外教育』6724号（2019年）13頁）ほどが触れることが言えるが、いずれの場合も具体例・判例などには触れておらず、本稿のような問題意識に基づき、社会的背景と動向にともなう記述の変化を追うには、データとして適するものではないと言わざるをえない。

次に、なぜ1965年に開始された「政治・経済」のみを対象とするのか、日本国憲法の施行以降、新設までの社会科における憲法教育はどうだったのか、という点である。それ以前の「社会」（いわゆる「社会科社会」）においても、憲法については教えられてきている。単元「日本の政治」における「日本国憲法の意義」の部分においてである。その点はその後の「政治・経済」とも連続性がある。ただし、その取り上げ方は、「日本国憲法」—「基本的人権」—「自由権」の枠組みまでであり、「信教の自由」についてはたとえば一覧表のなかで列挙されるに留まり、具体的な説明を欠くものがほとんどである。なかには、記述すらない場合もある。また、時代的に政教分離訴訟についての説明もあるはずがない。よって、本稿の課題に迫るための十分なデータにはなりえない。このことは、本稿の後節において、最初期「政治・経済」教科書における「信教の自由」記述の程度を確認すればはっきりすることだと言えよう。

続いて、なぜ「政治・経済」のみなのか、1978年新設の「現代社会」においても日本国憲法について学ぶ部分があるのではないか、という点である。確かに新設時には「現代社会」が必修となっており、例えば大学入試センター試験の科目別受験者数をみても「現代社会」の方が多ことを考えると、その教科書における記述も意味を持ってきそうである。ただし、「現代社会」の内容は、その独自の項目もあるものの、おおむね半分は「倫理」、もう半分は「政治・経済」の内容を凝縮したものとみて大過ないだろう。筆者らは、現行の12冊の教科書における「信教の自由」「政教分離」記述を全て確認した。全てで触れられているものの、「政治・経済」教科書における内容を圧縮したものに留まり、追加的・付帯的な記述要素は見当たらない。最初期の「現代社会」教科書を確認しても同様の傾向であった。よって、「現代社会」教科書を検討対象に加えることに積極的意義は見いだせない。

以上の点から、むしろ「政治・経済」教科書に限定する有効性を主張できる。すなわち、「政治・経済」はその1965年の科目の開始から現在までのところ、分離・統合・再編を経おらず、科目としての一貫性を保持しているとともに、変遷を読み取ることができるほどのタイムスパンを有している。1978年からは必修ではなくなったものの、その圧縮的な内容が「現代社会」に載ってきたことを併せ考えると、「政治・経済」教科書の記述を網羅的に追うことで、1965年以降の高校生が公民分野で触れうる「信教の自由」「政教分離」概念と知識については十分に捉えることができると考えられるわけである。以上の点に、対象としての妥当性がある。

#### 4 現行の「政治・経済」教科書の記述分析

本節では、現在の高校「政治・経済」教科書において、「信教の自由」「政教分離」に関わるどのようなことが教えられているかをまずつかむために、現行の9冊（[201]～[209]<sup>5)</sup>）の教科書の記述を分析する。

それに先立って役立つのが、『政治・経済用語集 第2版』である（政治・経済教育研究会編 2019）。関連内容が収録されているのは、主に「日本国憲法と基本的人権の保障」の章の、「自由権的基本権と法の下での平等」の節、「精神の自由」の項においてである。対象とされた教科書9冊中、「信教の自由」9冊、「政教分離」8冊、「津地鎮祭訴訟」8冊、「靖国神社公式参拝」7冊、「神道（神社神道）」5冊、「空知太神社訴訟」4冊、「国家神道」4冊、に各語が掲載されているとある。なお、「日本の政治制度」の章の「裁判所と国民の司法参加」の節には、「愛媛玉串料違憲訴訟」の語が9冊掲載とある。これがおおむねの全体の布置である。

では、現行教科書の具体的内容を見るために、シェア1位（26.8%）の東京書籍[203]の記述をまずは詳しく引用する。「第1章 現代の政治」―「2節 日本国憲法の基本原理」―「2 基本的人権の保障」―「自由権」の項における「a 精神の自由」のなかに「信教の自由（第20条）」が含まれることを説明した後、

…信教の自由とはどの宗教を信じてもよいという意味であるが、これは「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」（第20条）という政教分離の原則と一体の関係にある。戦前に神道が事実上国教化され一部の宗教が弾圧されたことなどを踏まえ、この原則は厳格に解釈されるべきである。戦没兵士などを祀る靖国神社には、戦争責任に関わられた指導者も合祀されており、そこへの閣僚の参拝については、戦争被害を受けた近隣諸国などからの批判もある [同：33]

と記している（ボールドは原文での重要語句で強調。以下、下線・傍点は筆者による）。さらに、同じ頁にコラム的に「判例 政教分離に関する裁判」として、

- …津地鎮祭訴訟 市体育館の起工にあたり、三重県津市は神道固有の儀式にのっとり地鎮祭を行い、その費用を公金から支出したことは憲法第20条、第89条に違反するとして、提訴された訴訟。第一審は地鎮祭を合憲とし、第二審は第20条3項の宗教活動であるとして、違憲判決を下した。しかし最高裁は1977年、地鎮祭は一般的慣習に従った世俗的儀式であり、宗教活動にはあたらないとして、原告の請求を退けた。
- …愛媛玉ぐし料訴訟 愛媛県が行った靖国神社への玉ぐし料などの公金支出は、政教分離を定めた憲法第20条に違反するとして提訴された訴訟。最高裁は1997年、①玉ぐし料などの公費支出は憲法第20条3項が禁止する宗教的活動にあたる。②この公費支出は、憲法第89条が禁止する公金の支出にあたる、とする違憲判決を下した。その上で、合憲判断に立って請求を退けた二審判決を破棄し、県知事に16万6000円の支払いを命じた。この判決は、政教分離に関する裁判において、最高裁が初めて違憲の判断を下したものである。
- …空知太神社訴訟 北海道砂川市が神社に市有地を無償で提供していたことに対して、最高裁は2010年、政教分離の原則に反し、特定の宗教を援助しているとして（憲法第20条、第89条）、違憲判決を下した。[同：33]

と解説している。なお、同書同章の「3節 日本の政治機構」―「3 裁判所と司法」において最高裁判所を扱った箇所では、「判例 最高裁判所によるおもな違憲判決」欄 [同：61] の欄外に、「このほか愛媛玉ぐし料訴訟や空知太神社訴訟（→p.33）などでも、違憲判決が出ている」とリンクが張られている。

このように、[203]においては、前述の『用語集』掲載の各語がおおむね記載されていることがわかる。その記述要素と相互連関については、①「信教の自由」の意味内容が説明されていること、②「信教の自由」と「政教分離」が（表裏）一体と論じられること、③戦前の「(事実上の)神道国教化」ないし「国家神道」（によって他の「宗教弾圧」がなされたこと）の反省からそれらが制定されたこと（よって「厳格に解釈されるべき」とも）、④「靖国神社」とりわけそれへの政治家らの「公式参拝」をめぐる議論があること、⑤「政教分離」をめぐるいくつかの問題化・訴訟がありそれぞれ判断がくだされていること、⑥最高裁が違憲判断まで出した政教分離訴訟があること、などのパターンを読み取ることができる。

このパターンを念頭にその他の現行教科書にも目を配ろう。〈表3〉は、上述の『政治・経済用語集 第2版』と[203]の記述を参考に、現行9冊の教科書における各項目・用語の掲載の有無を示したものである。上からシェア順に並べている。「▽」は当該語そのものはないが、類似する表記がなされている場合である。「軍国主義」は戦前の

表3 現行「政治・経済」9教科書における「信教の自由」「政教分離」関連の用語掲載状況の一覧

ID	会社	シェア (%)	信教自由	政教分離	津	愛媛	空知太	靖国参拝	宗教弾圧	軍国主義	国家神道	神社国教	最高裁愛媛	最高裁空知太
203	東京書籍	26.8	○	○	○	○	○	○	○		▽	○	○	○
201	第一学習社	20.3	○	○	○	○		○					○	○
205	実教出版	15.1	○	○	○	○	○	○	▽	○	○	○	○	○
204	実教出版	14.2	○	○	○	○	○	○	▽	○	○	○	○	○
209	数研出版	7.9	○	○	○	○		○			○		○	○
207	清水書院	5.1	○	○	○	○	○			▽	○			
206	清水書院	4.8	○	○	○	○	○	○	○		○			
202	第一学習社	2.5	○										○	○
208	山川出版社	1.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	▽

状況を説明する際に、その語が用いられているかで判断した。

[202] は、同じ第一学習社でも扱っている内容が少なく記述がシンプルな版で、「信教の自由」の語と、最高裁の2つの違憲判断しか登場しない。同書で学んだ高校生は「政教分離」という語に触れないことになるが、シェアは低い。

それ以外の8冊では、おおむね記載事項については横並びであることがわかる。高校「政治・経済」教科書で触れる「信教の自由」「政教分離」に関する用語・知識は、現行ではこのあたりに平準があることが言える。

特徴ある具体的記述を、シェア順に見ていく。

[201] は、「信教の自由」自体の説明はない。コラム的に津と愛媛の判例を扱う。靖国については、「靖国神社への首相・閣僚などの参拝については、政教分離の原則からだけではなく、戦争で被害を受けた近隣諸国などからも批判がある」[同：43]と説明する。「国家神道」の記載はない。

[205] は、「信教の自由には、信仰の自由、布教や儀式をおこなう宗教的行為の自由、宗教団体などをつくる宗教的結社の自由が含まれる。明治憲法下では、神道（神社）が事実上の国教とされ（国家神道）、国民の信教の自由は著しく制約された。そこで、日本国憲法は、国家と宗教の結びつきを否定する政教分離の原則を詳細に定めている」と述べた上で、さらに「キーワード」として「政教分離の原則」について、「戦前の国家神道と軍国主義の結びつきへの反省から」定められたと説明している。「靖国神社公式参拝問題」にも比較的紙幅を割き、「戦前、…国家神道の中心的存在であった」「戦後は、政教分離によって一宗教法人とされた」「首相や閣僚が靖国神社に公的な資格で参拝することは政教分離違反の疑いがある」などと解説している。

[204] も、「信教の自由」について説明した上で、「旧憲法下においては、神社神道が事実上国の宗教（国家神道）として扱われたことによって、国民の信教の自由は著しく制約された。のみならず、国家神道は、日本軍国主義の精神的支柱として機能した」[同：40]と紙幅を割いている。コラム「判例⑧ 政教分離に関する訴訟」で、愛媛・津・空知太を取り上げるとともに、「首相の靖国神社参拝については、アジア諸国などからもきびしい批判があり、小泉首相の参拝について、公的参拝であり違憲とした高裁判決も出されたが（2005年）、最高裁は、参拝が違憲か合憲かの判断を示さなかった（2006年）」[同：41]とも説明している。

[209] は、「信教の自由とは、人がどのような宗教を信じてよい自由、信じない自由を含めた自由であり、宗教にかかわるさまざまな行為について自由であることをいう。明治憲法時代には、治安維持法などによって国家にとって危険な思想を持つことが犯罪であるとされたり、天皇制と結びついた国家神道が国家によって国民に強制されたりした」の部分の記述が厚い[同：28]。津・愛媛とともに、「首相などの靖国神社への公式参拝は違憲との批判もあり、議論が続いている」との説明もある。

[207] は、靖国に関する記述はない。簡易版に近いながら、「神社（神道）に特別な地位があたえられ、神社に対する礼拝が国民に事実上強要されるなど、信教の自由も制限された」「戦前の国家神道が人びとに強要され、戦争の遂行にも利用されたという反省にもとづき、国家の政治と宗教との分離（政教分離の原則）を明記している」といった部分は説明している[同：24]。

[206] は現行では最も詳しいものだが、シェアは低い。「（戦前日本では）国家神道が特別な地位におかれ、キリスト教や新宗教が抑圧をうけることもあった。その反省にたつて、日本国憲法では精神の自由を広く保障している」とし、「信教の自由（第20条）は、世界的には精神の自由の源泉となった自由である」「大本事件」「灯台社」「目的・効果基準」「箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟」「自衛官合祀拒否訴訟」など、他社にはない掘り下げた記述が目立つ。

[208]は、「戦前に、神社神道が事実上国の宗教（国家神道）とされ、国家神道が軍国主義の精神的な支柱になったことと、神道以外の宗教が抑圧されたことの反省に基づいている」と記している。津・愛媛の判例に加えて、「現職閣僚の靖国神社への公式参拝などの可否が論議されている」として、註で中曽根・小泉首相の参拝に言及している。

以上、現行9冊の高校「政治・経済」教科書における、「信教の自由」「政教分離」に関連する記述を全体的におさえた。繰り返さないが、上述の①～⑥のパターンにおおむねどの教科書も沿って記述がなされていたことが確認された。「信教の自由」とはどのようなものであり、「政教分離」と一体のものであり、それが戦前の反省から制定がなされたもので、具体的に問題となったあるいは議論があるトピックにはこういうものがある——。こうして多くの高校生にとっての「信教の自由」「政教分離」認識というものが（少なくとも教授内容としては）構成されていくのである。

## 5 「政治・経済」教科書の記述の変遷

### 5.1 科目新設期から1970年版要領期まで—「信教の自由」の広がり、「政教分離」の登場—

では、こうした記述が歴史的にどのような変遷を辿って現行のようにまで至ったのかを、本節一本項以降で追っていききたい。

まずは科目が新設され最初の教科書が出揃った時点にまで、さかのぼってみたい。対象とするのは、[001]～[016]である。16冊のうち、日本国憲法における「信教の自由」（「信教」「信仰」のみも含む）の記述があるのは12冊である。だがその記述の多くは、日本国憲法の自由権の一つとして語のみが挙げられるだけであり、「日本国憲法は、思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由などの自由権を確立し、国家がみだりにこれに干渉しないことを保障している」[001：25]（執筆陣に奥平康弘）、「日本国憲法の定める自由権としては、思想・良心の自由、信教の自由、集会・結社の自由…などがあり、その範囲は明治憲法より拡大された」[013：27-28]（執筆陣に宮沢俊義）など、「信教の自由」の語自体はあるが、その内容にまで踏み込んで解説したものはほぼない。

なかでは、[005]が「信教の自由はヨーロッパ中世以来の宗教的圧迫に対する反抗のなかに生まれた。日本では第二次世界大戦後、神社の国法上の特殊な地位が否定されて、信教の自由は確立された」[同：38]（執筆陣に碧海純一）と、[015]が「人間の生活にとって欠くことのできないのは、精神的自由である。どのような考え方をするか、どのような道徳を身につけているか、どのような宗教を信じているかなどは、本来各人にまかされるべきものである。…憲法は思想・良心・信教・学問などについての自由は、いかなる者もけつして侵してはならないことを規定している（第19条・第20条・第23条）」[同：33]と、比較的詳しく説明している程度である。なお、[005]には「アメリカ・フランス両革命の指導原理である自由平等という自由主義的政治観にもとづいているから、それは人身の自由・言論の自由および宗教の自由を中心とする自由権であった。これを自由権的人権または基本権とよぶことができよう」[同：35]という系譜的説明が、日本国憲法への言及に先立ってあるのも注目される<sup>9)</sup>。

一方で、「政教分離」については一冊も記載がない。当然ながら時期的にまだ政教分離訴訟については記載があるはずもなく、「靖国神社」「国家神道」などの文字もない。

このように最初期の「政治・経済」教科書においては、「信教の自由」は詳しく扱われるべき内容として位置づけられてはいなかった。「信教の自由」と「政教分離」とが一体のものとはされていないどころか、（憲法本文に含まれる語ではないこともあり）後者の用語も概念も見られなかった。「国家神道」や「靖国神社」の語とも関連づけられてはいなかった。もちろん「日本の政治」の大項目はあり、そのなかに「日本国憲法の基本問題」の項目もあったため、憲法や他の項目については説明がなされている。また、それ以前の「社会」（いわゆる「社会科社会」）においては詳しく取り上げられていたものが、「政治・経済」になって取り上げられなくなったということでもない。このような最初期における「信教の自由」「政教分離」の扱い（の貧弱さ・薄さ）について、出発点としておさえておく必要がある。

この傾向は、同じ1960年版要領に対応して出された続く30冊の教科書（[017]～[046]）においても、おおむね変わらないといってよい。30冊のうち26冊に日本国憲法の「信教の自由」に関する記述があるが、内容まで説明したものは少ない。ほとんどは、最初期の16冊の実質的な改訂版であるため、無理もないだろう。そのなかでも、いくつかに限っては注目すべき記述の変化ないし加わった要素があるので、それを挙げよう。

[022]は、「信教の自由」の語こそ用いないものの、「精神的自由の確保は人間としての活動にとっての基本的条件である。どのような道徳的な信念をいだくか、どのような考え方をするか、またどのような宗教を信ずるかなどは、もともと各人の自由であるはずだし（第19条、第20条）…そこで憲法は、これらの自由権を、いかなるものも、いかなる場合にもおかしはならないものとした（第19条、第20条）」[同：27-28]と、その内容を説明している。

[041] では、先行する [004] [018] にはなかった「自由権」—「信教の自由」の項目が加わり、「人間がどんな宗教を信ずるかの自由」である。かつて江戸幕府がキリスト教を禁じたり、明治政府が神道を特別に保護したりしたが、いまでは、このようなことは許されないのである」[同：25-26] と、素朴ながら説明が加えられている。

画期的といえるのは、[029] である（執筆陣に神川信彦・高坂正堯）。「18, 19世紀における諸国の憲法は、基本的人権として、人身の自由…、言論・出版・信教の自由、財産権の不可侵などの自由権の基本権を掲げた」[同：13] と、その来歴について記すとともに、「信教の自由は、明治憲法にも規定としては存在したが、神社が国法上特別の地位を認められていた。日本国憲法はそのような神社の地位を否定し、**政教分離**を明確に規定した（第89条参照）」[同：29] と説明している。管見の限り、これが「政教分離」の初出と言えよう。しかし、この期間でわずか一冊のみである。また、同社（教育図書）からはこれ以降、「政治・経済」教科書は発行されていない。

次に、1970年版要領に対応する43冊（[047]～[089]）の内容を検討する。日本国憲法の「信教の自由」については、40冊に記載があるが、まだ多くは旧版の踏襲であり、用語のみの掲載である<sup>7)</sup>。しかし、徐々に変化もある。

まず、憲法ならびに基本的人権の状況について、戦前ならびに大日本帝国憲法との対比がより鮮明に、直接的になされる記述が目立つようになってくる。

例えば、明治憲法も「信教の自由」は認めていたが、「治安警察法・治安維持法・新聞紙法をはじめとする各種の治安立法によって、思想・良心の自由、言論・出版・集会の自由、信教の自由などがきびしく制限された。このがい経験から、日本国憲法は…（第19条）、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」（第20条1項）と定め、…（第21条1項）…（第23条）と定めるなど、精神の自由の拡充をはかっている」[057：33] といったものである。

また、そこから「政教分離」の実質的な説明にもつなげている。

「政教分離」の語自体を用いているのは、[053]→[067]→[082] の「信教の自由については、明治憲法下で神道が国教的な特権を与えられたほか、宗教団体がきびしい行政的監督をうけたことにかんがみ、日本国憲法では国家と宗教を分離（政教分離）して、すべての宗教がその活動を抑制されないようにしている」の記述3件のみである。

語自体は用いていないが、「（戦前は）天皇は文字どおり神聖視され、天皇の祖先を祭る神社（神道）は国の宗教としての性格をもっていた。…日本国憲法は、このような明治憲法の非民主的要素を排除した。天皇には象徴としての地位と役割だけが与えられ、政治はいっさいの宗教から切り離された」[050：36]、「（戦前は）天皇の祖先を祭る神社（神道）に特別の地位が与えられ、神社に対する礼拝がすべての国民に強要されるなど、人間のもっとも内面的な自由さえも無視された。これに対して、日本国憲法は、…信教の自由を保護するとともに、国の宗教活動を禁止した（第20条）」[073：48]（→[087]も同様）、「大日本帝国憲法において、神道が国教的特権をもっていたことを反省して、宗教と国家権力を分離する原則も確立された（第20条）」[052：36]、「とくに、信教の自由は、国家権力からの宗教の自由の問題として、日本では、戦前における神社の国教的地位の廃止という意味をもつ」[055：29]（→[066]→[080]も同様）といった記述が徐々に現れてくる。「政教分離」を説明するために、「国家神道」の語こそまだ見当たらないが、（事実上の）「神道の国教化」との説明も加わってくるのである。

なお、「信教の自由」の歴史的起源についても、「欧米では、宗教の自由を獲得する闘いが、基本的人権の確立のために、先駆的な役割を果たしたといわれる。絶対主義の時代には、国王の定めた特定宗派（国教）だけが公認とされ、そのほかの宗派を信仰する者は弾圧を受けたり、差別された。人間にとって、神に対する信仰のように、もっとも深く内心に関係することがらについて、国家の指示や干渉を受けることは、耐えがたいことである。…（イギリス・アメリカの例の説明）…宗教の自由がほぼあらゆる宗教について保障されるようになるためには、なお年月を要したし、さらに、宗教を信じない自由が保障されるのには、なお一層の年月を必要とした」[069：30-31]（→[083]も同様。執筆陣に奥平康弘）といった詳細な説明がなされている例も出てきている。

## 5. 2 1978年版要領期から現行期まで一厚みを増す「信教の自由」「政教分離」記述と諸判例の登場一

続いて、1978年版要領に対応する44冊（[090]～[133]）の内容を検討する。ここにおいて、記述には著しい量的・質的变化の動きが認められる。まず、「信教の自由」については44冊全てにおいて記述が見られる。もちろん先行する記述を踏襲したものがほとんどであるが、ここにおいて必ず教えられるべき用語として定着をみたわけである。一方、「政教分離」については、19冊において用語自体の記載があり、着実に重要度を増していることが言える。

さらに、注目すべき動向が二つある。一つは「国家神道」の語の登場である（4冊）。[117]では、「信教の自由では、戦前の戦争遂行に宗教（国家神道）が利用されたという反省から、国家と宗教を分離する政教分離の立場にたつて、国の宗教活動を禁止している」[同：36-37]（→[130]も同様）と記述している。[108]では政教分離原則を定めているとだけの記述だったが、後継の[121]では、「これは、明治憲法下で国家神道が国教的な地位をあたえられ、国民に神社参拝が強制され、信仰の自由が侵されたことへの反省に立っている」と加筆されている[同：32]

(→[133]も同様)。

もう一つは、積み重なる政教分離訴訟・判例についての記述が次々に現れていることである。その様子がよくわかるのが実教出版のものであるので、展開を追う。[094]においては、「政教分離」という項目見出しが初めて現れた。

…政教分離 憲法第20条は、信教の自由の保障に関連して、国家と宗教の分離（政教分離）を定めた。神社神道の儀式にのっとった地鎮祭が、憲法第20条や宗教団体などに対する公の財産の支出を禁止した憲法第89条に違反する、として問題となった事件に、津市体育館地鎮祭訴訟がある。最高裁判所は、名古屋高等裁判所の違憲の判決を破棄し、地鎮祭は世俗的行事で神道の援助、他宗教の圧迫とはならないとして合憲の判決をくださった（1977年）。なお、靖国神社国営化案についても、憲法第20条に反するのではないかが論議されている [同：18-19]

これが後継の [103] では、「このほか、箕面市忠魂碑問題や山口県自衛官合祀問題などが裁判所で争われており、さらに、靖国神社の国営化案や現職閣僚の参拝が違憲ではないかと論議されている」[同：19]（→[115]も同事例）が加わっている。さらに後継の [128] では、「…岩手靖国訴訟（1991年控訴審判決、原告実質勝訴）などがあり、さらに、昭和天皇大葬のさいの葬場殿の儀、新天皇即位のさいの大嘗祭のおこなわれかたなどについても、政教分離の原則にふれるのではないかと、論議されてきた」[同：22]といった記述とそれぞれの解説（註）までもが加わっている。

これはもっとも詳しい例であったが、教育出版（[098]→[109] [122]）<sup>9)</sup>、自由書房（[106] [119]→[131]）、東京学習出版社（[108]→[121] [133]）などの社でも、版が改訂されるなかで内容が加わっているのが看取できる。判例・事例ごとの記載冊数を集計すると、44冊中「津地鎮祭訴訟」19冊、「山口自衛官合祀拒否訴訟」5冊、「箕面忠魂碑訴訟」9冊、「靖国公式参拝」12冊、「靖国国営化」13冊、「岩手靖国訴訟」1冊、「大嘗祭」1冊となる。なお、「靖国神社」の記述もこの時期が初出となる。こうした事例・判例のなかで初めて、「政教分離」と関連づけられていたのである。

ここには、主に1970年代に種々の政教分離訴訟が進み、1977年には津地鎮祭訴訟最高裁判決（合憲）が出たこと、靖国国営化法案が頓挫し、首相・閣僚らの「公式参拝」が続いて問題化していったことなどの社会状況（塚田2019）が（当然、若干のタイムラグがありながら）反映されていることが言える。また、こうした政教分離訴訟のなかで、村上重良『国家神道』（岩波新書、1970年）などが取りざたされたことで、「国家神道」などの語が取り扱われるべき説明概念として浸透していったことも言える。いわば「信教の自由」「政教分離」概念は、合わせて語られる諸事例・事項が時代のなかで次々に登場したことで、語られるべき内容が肉付けされていったのである。

続いて、1989年版要領に対応した33冊（[134]～[166]）の記述を見る。まず、従前期までにほぼかたまった各用語の登場冊数を概観する。「信教の自由」は33冊全て、「政教分離」は28冊に記載がある。定着をみたといつてよいだろう。その他、「国家神道」16冊、「津地鎮祭訴訟」18冊、「山口自衛官合祀拒否訴訟」5冊、「箕面忠魂碑訴訟」8冊、「靖国公式参拝」21冊、「靖国国営化」11冊、「岩手靖国訴訟」6冊、「大嘗祭」4冊となっている。

「信教の自由は、内心における信仰の自由および布教や宗教上の儀式・行為などをおこなう自由である。旧憲法下においては、神社神道が事実上国の宗教として扱われてきた（国家神道）ことによって、国民の信教の自由は著しく制約された。のみならず、国家神道は、日本軍国主義の精神的支柱として機能した。日本国憲法は、こうした事態がふたたび生じないように、国と宗教との結びつきを否定する政教分離の原則を詳細に規定している」[143：50]などは、おおよそかたまった典型的な語りである。「国と神社とのかかわりでは、靖国神社を国営化する法案や同神社への閣僚の公式参拝の合憲性が論議されている。また、神社への公権力の肩入れを認めようとする動向に対しては、アジア諸国民の不安な思いがあることを忘れてはならない。神社、特に靖国神社が日本軍国主義を象徴する施設であったからである」[145：31-32]のように、「軍国主義」の語のこの文脈での出現とそれとの接合も複数見られる<sup>9)</sup>。

この期間において、新出の注目すべき項目としては「愛媛玉串料訴訟」がある。33冊中11冊に記載がある。同訴訟の最高裁違憲判断が1997年4月であり、同年以降の検定のもの15冊であることを考えると、高い出現率と言える<sup>10)</sup>。その記述の例は、津地鎮祭訴訟との対比で、「その後、愛媛県知事が靖国神社や護国神社へ玉串料などの名目で公金支出をしたことを争った訴訟に対して、最高裁は、玉串料の県費支出は政教分離原則に反するとして、憲法違反の判断を下した（1997年）」[155：42]、「一方、愛媛県が靖国神社・護国神社に玉串料などとして公費を支出したことが政教分離原則に違反するとして争われた「愛媛玉串料訴訟」では、最高裁判所は、県と特定の宗教団体のつながりをきびしく判断し、玉串料などの奉納は社会的儀礼の範囲とはいえず憲法が禁止する宗教的活動にあたる、とするはじめての判断を示した（1997年）」[159：46]といった取り上げ方が目立つ。また、日本国憲法の項目ではなく、「裁判所」の項目の最高裁の違憲判断例の一つとして、「1997年4月、最高裁は「愛媛玉串料訴訟」上告審で…憲

法違反にあたるかと判断した。なお、これまでに違憲法令審査権によって最高裁が法律に違憲判断を下した例は…5例ある」[157:61]といった記述も現われた。この点では、[156]や[165]といった「信教の自由」以外に関連記述がないような教科書全体の記述がシンプルなものにおいても、愛媛玉串料訴訟は取り上げられているのである。いかに「最高裁で違憲判断がくだされたこと」のインパクトが大きいかが看取できる(塚田 2019)。最高裁違憲という判例が現れたことは、翻って、そこまで争われるような自由権の一つである「信教の自由」と、それを保障するところの「政教分離」というトピックを、具体例と歴史的経緯とを踏まえて一定の紙幅を費やして記述することの正当性を増し、その位置を確実なものにしたということを指摘できるだろう。

次に、1999年版要領の時期にあたる教科書26冊([167]~[192])の内容を検討する。「信教の自由」は26冊全て、「政教分離」は24冊に記載がある。「国家神道」11冊、「津地鎮祭訴訟」20冊、「山口自衛官合祀拒否訴訟」5冊、「箕面忠魂碑訴訟」5冊、「愛媛玉串料訴訟」25冊、「靖国公式参拝」17冊、「岩手靖国訴訟」3冊、となっている。「靖国国営化」「大嘗祭」について記載したものは0冊となった。取り上げられなくなる事例がある、ということである。この時期には、直前期で登場した「愛媛玉串料訴訟」の記載がほぼ必須となり、「津地鎮祭訴訟」と対照的に挙げられるかたちも決まってくる。

なお、この時期に一つ特徴的なのは、小泉純一郎首相の2000年代前半の靖国参拝の連続と絡めるかたちで、「靖国公式参拝」の部分があらためて焦点化されるようになった点である。具体例としては、[169]では「津地鎮祭訴訟と愛媛玉串料訴訟」というコラムタイトルだったが、改訂版の[186]では「津地鎮祭訴訟・愛媛玉串料訴訟と靖国神社公式参拝問題」に変わった。「2001年の小泉首相の参拝については「公的」で「宗教的活動にあたる」として違憲と認定した高裁判決も出された(2005年)」[183:21]、「裁判では、首相の参拝は公式参拝であり政教分離に反して違憲であるとした高裁判決もあるが(2005年大阪高裁)」[188:25]といった記述も新たに加わった<sup>11)</sup>。時代状況を敏感に反映していることがわかる。

最後に、2009年版要領に対応し、現行9冊を除いた8冊([193]~[200])をごく簡単にみる。「信教の自由」「政教分離」「津地鎮祭訴訟」「愛媛玉串料訴訟」は8冊全てに、「靖国公式参拝」は7冊、「国家神道」は6冊に記載がある。[198]のような抜きん出て詳しいものを除くと、記述がほぼ横並びになっていることがわかる。この時期に唯一新しい要素は、「空知太神社訴訟」である。2010年に最高裁で政教分離に関わる2件目の違憲判断が出たため、注目を集めた。8冊全てに記載がある。扱いには幅もあるが、「北海道砂川市が神社の敷地として市有地を無償提供したことが争点となった訴訟。最高裁は2010年、「特定宗教への援助と評価されてもやむをえない」と違憲の判断を示した」[197:24]のように記述されている。こうして、現行9冊の記述にまでたどり着いたのである。

## 6 考察と今後の課題

以上のような本稿の作業により、高校「政治・経済」教科書における「信教の自由」「政教分離」関連記述の変遷過程の全体像が明らかになった。1965年の新設当初の教科書には多くに「信教の自由」の語があるのみで、その意味内容もほとんど記されていない。われわれが今日当然知っている「政教分離」については、全く扱われていなかったのである。その後、ごく少数ではあるが「政教分離」の語とその説明がなされ始め、またなぜ「信教の自由」が成立したかについての歴史的(欧米、日本ともに)説明も加えられていったが、あくまで限定的なものだった。その状況が大きく変わったのは、1980年代前半からの教科書においてだった。その背景には、1970年代に噴出し進展した種々の政教分離訴訟や靖国神社国営化問題などの政教問題のインパクトがあった。こうして、このような諸事件・訴訟・判例とともに、また「国家神道」という語の社会的構築・浸透とともに、特に「政教分離」が取り扱われ、説明されるべき語となっていったのだ。その動向はさらに進み、1990年代後半の教科書には、政教分離に関わる初の最高裁違憲判断となった「愛媛玉串料訴訟」が載るようになり、その位置づけと重みがかたまった。その後、小泉首相靖国参拝や「空知太神社訴訟」などのトピックを加えながら現行教科書に至っているのである。これらの変化の要因を、学習指導要領やその解説の記載内容の変化に求めることはできないだろう。ここに、教科書記述が社会状況・社会問題に強く影響されている局面を読み取ることができるのである。

あらためて、われわれは「信教の自由」や「政教分離」といった概念を、なぜ知っているのだろうか。「1970年代の大きな変化の後、詳しく教わるようになっていったのだ」というのが、本稿から析出された一つの回答であり、各領域の研究史にもそれぞれ新たな蓄積を加えることができたと考えられる。もちろん「教科書における」というのは、一つの局面にすぎない。1970年代を中心に、当の政教分離訴訟の最中で、特にメディアにおいてどのような「政教分離」概念についての報道がなされていったかを追わなければならない。また、(藤本 2013)が扱ったような公務員試

験における判例解説や、憲法学の領域における学説的展開などとも突き合わせなければならない。さらには、質問紙調査などで「実際に何についてどれだけ知られているのか」の受容面のデータを得る必要もあろうし、あるいはそれではなぜ「政教分離」が「宗教団体が政治に出てはいけない・出るべきではない」と「誤解」されるに至ったのか、を明らかにすることも重要である。課題は山積しているが、引き続き戦後日本における政教関係や「政教分離」概念の総合的解明に向かいたい。

## 付記

本稿は、2017年度科学研究費補助金・特別研究員奨励費「戦後日本における「政教分離」概念の社会的構築と展開に関する宗教社会学的研究」（研究代表者・塚田穂高、課題番号17J08015）、ならびに2018～2020年度科学研究費補助金・若手研究「戦後日本における「宗教右派」の概念構築と実態把握についての宗教社会学的研究」（研究代表者・塚田穂高、課題番号18K12208）の助成を受けた研究成果の一部である。

## 注

- 1) (塚田 2019) では、この問題意識に基づき、愛媛玉串料訴訟をめぐる「宗教」「政教分離」概念の問題を扱っている。
- 2) 文部省『高等学校学習指導要領解説 社会編』（1961年）の3頁を参照。他に「政治・経済」科目については、『同解説 社会編』の1972年版・1979年版、『同解説 公民編』の1989年版・1999年版・2010年版（2014年一部改訂）の内容を、本稿では踏まえている。
- 3) 公益財団法人教科書研究センター附属教科書図書館（以下、教科書図書館）がウェブ上で提供している「教科書目録情報データベース」を利用した (<http://textbook-rc.or.jp/library/search/index.html>)。このデータベースは、文部科学省（旧：文部省）が毎年発行している「教科書目録」に掲載された情報を過去のものも含めて採録しているため（高校の場合、1947年度以降すべて）、本研究が対象とする「政治・経済」教科書については情報を網羅的に収集できる。これを用いた結果、209冊の書誌情報が取得された。〈表1〉は、本稿で用いるID・教科書番号・出版社名・教科書名・検定年の一覧である。〈表2〉は、出版社ごとに時系列ならびに指導要領の対応期間区切りで、どの教科書がそれぞれ前後関係にあって使用されたかを示したものである。検定年と使用開始年の間には、若干（おおむね1年）の隔たりがある。
- 4) そのなかでは、育鵬社『新編 新しいみんなの公民』（2018年。執筆陣に百地章・八木秀次・長尾一紘ら）が、欄外に「信教の自由と教育」のコラムを設けて「政教分離とは、国や自治体が宗教教育などの宗教的活動をしたり、特定の宗教に特権をあたえたり有利なとりはからいをするなど、目的と効果において行きすぎたかわりを禁じることだと解釈されます」（63頁）などと、いわゆる「目的効果基準」まで含めて詳しく説明している点が注目される。
- 5) 厳密には、実教出版の [195]（2013年検定）は、2018年度に限って通信教育用に発行され続けた（シェア1.9%）ため、10冊となる。しかし、後継の [204] と記述に大差がない（[204] において、「空知太神社訴訟」の記述が加わったのみ）ため、ここには含めない。
- 6) [012] には、世界人権宣言を解説した註のなかに、F・D・ルーズベルトの「4つの自由」（言論・信教の自由、欠乏・恐怖からの自由）についての教書への言及がある [同：35]。また、[032] では、フランス革命の「人および市民の権利宣言」のなかで「信仰の自由」がうたわれているとの記述がある [同：16-17]。
- 7) なお、執筆陣に芦部信喜が名を連ねる [049] → [062] → [077] では、図中では「信教の自由」②、本文中では「宗教の自由（20条）」と表記が統一されていない。また、「公共の福祉」との関係では、「思想・良心の自由、信仰の自由、学問研究の自由などは、他人の自由との衝突をおこさない内心の自由であるから、絶対無制限に保障される」[049：29] とある。なお、[073：29] → [087：29] には、「万世一系の天皇が主権をもつ日本の政治体制は、国体とよばれていた」といった説明がある。
- 8) [098] では、現在のさまざまな政教問題に触れた後、「日本人は宗教に対して比較的寛容であるが、政教分離の原則をあいまいにして、戦前の誤りをくりかえすことがあってはならないであろう」[同：29] とコメントしている。
- 9) なお、この間、[145]（教育出版）の後継の [161] については、1998年8月15日付の『産経新聞』が「同（靖国）神社は日本の軍国主義を象徴する施設であった」との記述を（他社「日本史」教科書の記述とともに）問題視する報道をし、同月20日には参議院予算委で自民党議員により質問がなされ、同社は前後してただちに訂正申請をするということがあった（教科書レポート 1999）。本稿では、検定済で刊行された教科書の記述のみを対象とするが、背景にはそうした教科書記述をめぐる社会的クレーム申し立ての動きが、「政治・経済」の場合でも）時にあったことを念頭に置いておく必要がある。
- 10) [152] ～ [157] は、いずれも1997年3月末に検定済とあり、最高裁の違憲判断はその直後である。[153] ～ [157] にある愛媛玉串料訴訟についての記述は、1998年初頭の発行までの間に加筆されたものと考えられる。
- 11) この小泉靖国参拝の記述の登場をめぐっては、2005年度教科書検定において、「政治・経済」で少なくとも2冊（「現代社

会」では4冊)に検定意見が付き、修整されたことが明らかになっている(教科書レポート 2006)。新たな教育的知識の登場にあたっては、そこにある種の「争い」があることがわかり、その重要性も認められるが、過去の検定意見を網羅的に把握することは困難であるため、本稿ではあくまで検定を経た記述のみを対象とする。

## 引用文献

- 藤本頼生 2013 「判例の社会的受容と政教分離問題—司法試験・公務員試験参考書を手掛かりとして—」『神道宗教』231: 1-31。
- 藤原聖子 2011 『教科書の中の宗教—この奇妙な実態—』岩波新書。
- Fujiwara Satoko 2017, This is not a Religion! : “The Treachery of the Images” of Aum, Yasukuni and Al-Qaeda in Japanese Textbooks, James R. Lewis, Bengt-Ove Andreassen, Suzanne Anett Thobro (ed.), *Textbook Violence*, Equinox, 27-52.
- 後藤光男 2018 『政教分離の基礎理論—人権としての政教分離—』成文堂。
- 橋本康弘 2009 「政治・経済」日本公民教育学会編『公民教育事典』第一学習社, 214-215。
- 磯前順一 2003 『近代日本の宗教言説とその系譜—宗教・国家・神道—』岩波書店。
- 磯前順一, タラル・アサド編 2006 『宗教を語りなおす—近代のカテゴリーの再考—』みすず書房。
- 梶哲夫 1967 「「政治・経済・社会」「政治・経済」「倫理・社会」の教育」宮原兎一・梶哲夫・中川浩一『中等・社会科教育の研究』高陵社書店, 137-202。
- 升野伸子 2007 「高校「政治・経済」教科書のジェンダー視点からの分析—隠れたカリキュラムとしてのジェンダーメッセージ—」『公民教育研究』15: 65-82。
- 岡本智周 2001 『国民史の変貌—日米歴史教科書とグローバル時代のナショナリズム—』日本評論社。
- 政治・経済教育研究会編 2019 『政治・経済用語集 第2版』山川出版社。
- 高森明勅 2003 「教科書にみられる政教問題」『政教関係を正す会会報』24: 7-16。
- 塚田徳高 2018 「宗教が政治に関わるということ」西村明責任編集『いま宗教に向きあう2 隠される宗教, 顕れる宗教 国内編 II』岩波書店, 31-48。
- 塚田徳高 2019 「愛媛玉串料訴訟の宗教—社会史—戦後政教分離訴訟の画期・再考—」『宗教と社会』25: 111-126。
- 横大道聡・岡田順太 2014 「高等学校「現代社会」教科書の記述内容に関する一考察—憲法学の視点から—」『教科書フォーラム』12: 59-74。
- (署名なし) 1999 「深行する第三次教科書攻撃—教科書攻撃の新たな焦点—」『教科書レポート』43: 13-20。
- (署名なし) 2006 「2005年度高等学校教科書検定内容」『教科書レポート』50: 59-67。

表1 「政治・経済」教科書 全209冊 リスト

ID	教科書番号	出版社名	教科書名	検定年
001	政経001	中教出版	政治・経済	1964
002	政経002	講談社	標準高等政治・経済	1964
003	政経003	好学社	高等学校政治・経済	1964
004	政経004	自由書房	政治経済	1964
005	政経005	山川出版社	現代の政治と経済	1964
006	政経006	実教出版	高等政治・経済	1964
007	政経007	実教出版	政治・経済	1964
008	政経008	日本書院	高等学校政治・経済	1964
009	政経009	清水書院	現代政治・経済	1964
010	政経010	高教出版	政治・経済	1964
011	政経011	ミネルヴァ書房	高等学校現代の政治と経済	1964
012	政経012	東京書籍	政治・経済	1964
013	政経013	角川書店	高等学校政治・経済	1964
014	政経014	三省堂	政治・経済	1964
015	政経015	帝国書院	高等学校新政治・経済	1964
016	政経016	教学社	政治・経済	1964
017	政経017	中教出版	新版 政治・経済	1967
018	政経018	自由書房	政治経済 改訂版	1967
019	政経019	好学社	新編 高等学校政治・経済	1967
020	政経020	実教出版	高校政治・経済 改訂版	1967
021	政経021	実教出版	政治・経済 改訂版	1967
022	政経022	一橋出版	政治・経済	1967
023	政経023	山川出版社	改訂版 現代の政治と経済	1967
024	政経024	東京書籍	新編 政治・経済	1967
025	政経025	帝国書院	高等学校新政治・経済 初訂版	1967
026	政経026	ミネルヴァ書房	高等学校 新編 現代の政治と経済	1967
027	政経027	日本書院	高等学校政治・経済 [新訂版]	1967
028	政経028	三省堂	政治・経済 改訂版	1967
029	政経029	教育図書	新版 政治・経済	1967
030	政経030	角川書店	高等学校政治・経済 改訂版	1967
031	政経031	清水書院	現代政治・経済 新編	1967
032	政経032	講談社	標準高等政治・経済	1967
033	政経033	中教出版	最新版 政治・経済	1970
034	政経034	好学社	高等学校政治・経済 改訂版	1970
035	政経034	学校図書	高等学校政治・経済 改訂版	1970
036	政経035	帝国書院	高等学校新政治・経済 三訂版	1970
037	政経036	東京書籍	新訂 政治・経済	1970
038	政経037	講談社	標準高等政治・経済 改訂版	1970
039	政経038	山川出版社	現代の政治と経済 (再訂版)	1970
040	政経039	三省堂	政治・経済 三訂版	1970
041	政経040	自由書房	政治経済 新訂版	1970
042	政経041	清水書院	現代政治・経済 最新版	1970
043	政経042	実教出版	高校政治・経済 三訂版	1970
044	政経043	実教出版	政治・経済 三訂版	1970
045	政経044	角川書店	高等学校政治・経済 三訂版	1970
046	政経045	一橋出版	政治・経済 改訂版	1971
047	政経400	東京書籍	政治・経済	1973
048	政経401	自由書房	新政治経済	1973
049	政経402	帝国書院	高等学校新政治・経済 最新版	1973
050	政経403	清水書院	政治・経済	1973
051	政経404	中教出版	政治・経済	1973
052	政経405	学校図書	高等学校政治・経済	1973
053	政経406	実教出版	政治・経済	1973

ID	教科書番号	出版社名	教科書名	検定年
054	政経407	三省堂	三省堂新政治・経済	1973
055	政経408	講談社	標準高等政治・経済	1973
056	政経409	東京学習出版社	高等学校政治・経済	1973
057	政経410	実教出版	高校政治・経済	1974
058	政経411	山川出版社	標準政治・経済	1974
059	政経412	第一学習社	高等学校政治・経済	1974
060	政経413	角川書店	高等学校政治・経済	1974
061	政経414	東京学習出版社	高等学校政治・経済 改訂版	1976
062	政経415	帝国書院	高等学校新政治・経済 初訂版	1976
063	政経416	三省堂	三省堂新政治・経済 改訂版	1976
064	政経417	学校図書	高等学校政治・経済 改訂版	1976
065	政経418	自由書房	新政治経済 改訂版	1976
066	政経419	講談社	標準高等政治・経済 改訂版	1976
067	政経420	実教出版	政治・経済 改訂版	1976
068	政経421	中教出版	新版 政治・経済	1976
069	政経422	一橋出版	政治・経済	1976
070	政経423	角川書店	高等学校政治・経済 改訂版	1977
071	政経424	山川出版社	標準政治・経済 (改訂版)	1977
072	政経425	東京書籍	新訂 政治・経済	1977
073	政経426	清水書院	現代政治・経済	1977
074	政経427	実教出版	高校政治・経済 改訂版	1977
075	政経428	第一学習社	高等学校政治・経済	1977
076	政経429	東京学習出版社	高等学校政治・経済 三訂版	1979
077	政経430	帝国書院	高等学校新政治・経済 三訂版	1979
078	政経431	自由書房	新訂 新政治経済	1979
079	政経432	中教出版	改訂新版 政治・経済	1979
080	政経433	講談社	標準高等政治・経済 新訂版	1979
081	政経434	三省堂	三省堂新政治・経済 三訂版	1979
082	政経435	実教出版	政治・経済 三訂版	1979
083	政経436	一橋出版	政治・経済 改訂版	1979
084	政経437	東京書籍	改訂 政治・経済	1979
085	政経438	学校図書	高等学校政治・経済 再訂版	1979
086	政経439	実教出版	高校政治・経済 三訂版	1980
087	政経440	清水書院	現代政治・経済 新訂版	1980
088	政経441	山川出版社	標準政治・経済 (再訂版)	1980
089	政経442	第一学習社	高等学校政治・経済 改訂版	1980
090	政経001	東京書籍	政治・経済	1981
091	政経002	清水書院	高等学校政治・経済	1981
092	政経003	一橋出版	現代の政治・経済	1981
093	政経004	中教出版	政治・経済	1982
094	政経005	実教出版	政治・経済	1982
095	政経006	三省堂	三省堂政治・経済	1982
096	政経007	数研出版	高等学校政治・経済	1982
097	政経008	第一学習社	高等学校政治・経済	1982
098	政経009	教育出版	新版 政治・経済	1984
099	政経010	清水書院	高等学校政治・経済 新訂版	1984
100	政経011	一橋出版	現代の政治・経済 改訂版	1984
101	政経012	東京書籍	改訂 政治・経済	1985
102	政経013	中教出版	改訂版 政治・経済	1985
103	政経014	実教出版	政治・経済 改訂版	1985
104	政経015	三省堂	三省堂政治・経済 改訂版	1985
105	政経016	数研出版	改訂版 高等学校政治・経済	1985
106	政経017	自由書房	新政治経済	1985

ID	教科書番号	出版社名	教科書名	検定年
107	政経018	第一学習社	高等学校 改訂版 政治・経済	1985
108	政経019	東京学習出版社	高等学校政治・経済	1985
109	政経020	教育出版	最新政治・経済	1987
110	政経021	清水書院	高等学校政治・経済 三訂版	1987
111	政経022	一橋出版	政治・経済	1987
112	政経023	東京書籍	新訂 政治・経済	1988
113	政経024	中教出版	政治・経済	1988
114	政経025	実教出版	新版 高校政治・経済	1988
115	政経026	実教出版	政治・経済 三訂版	1988
116	政経027	三省堂	三省堂政治・経済 三訂版	1988
117	政経028	清水書院	現代政治・経済	1988
118	政経029	数研出版	三訂版 高等学校政治・経済	1988
119	政経030	自由書房	新政治経済 改訂版	1988
120	政経031	第一学習社	高等学校 改訂版 政治・経済	1988
121	政経032	東京学習出版社	高等学校政治・経済 改訂版	1988
122	政経033	教育出版	改訂 政治・経済	1990
123	政経034	清水書院	高等学校政治・経済 最新版	1990
124	政経035	一橋出版	政治・経済 改訂版	1990
125	政経036	東京書籍	改訂 政治・経済	1991
126	政経037	中教出版	改訂版 政治・経済	1991
127	政経038	実教出版	新版 高校政治・経済 改訂版	1991
128	政経039	実教出版	政治・経済 四訂版	1991
129	政経040	三省堂	三省堂政治・経済 四訂版	1991
130	政経041	清水書院	現代政治・経済 新訂版	1991
131	政経042	自由書房	新政治経済 新訂版	1991
132	政経043	第一学習社	高等学校 改訂版 政治・経済	1991
133	政経044	東京学習出版社	高等学校政治・経済 三訂版	1991
134	政経501	日本書籍	新版 高校政治・経済	1993
135	政経502	実教出版	政治・経済	1993
136	政経503	清水書院	新政治・経済	1993
137	政経504	数研出版	高等学校政治・経済	1993
138	政経505	一橋出版	政治・経済	1993
139	政経506	第一学習社	高等学校政治・経済	1993
140	政経507	東京学習出版社	政治・経済	1993
141	政経508	学習研究社	政治・経済	1993
142	政経509	東京書籍	政治・経済	1994
143	政経510	実教出版	高校政治・経済	1994
144	政経511	三省堂	政治・経済	1994
145	政経512	教育出版	政治・経済	1994
146	政経513	清水書院	現代政治・経済	1994
147	政経514	山川出版社	現代の政治・経済	1994
148	政経515	自由書房	新政治経済	1994
149	政経515	自由書房	新政治経済	1994
150	政経515	桐原書店	新政治経済	1994
151	政経516	第一学習社	高等学校精選政治・経済	1994
152	政経517	日本書籍	新版 高校政治・経済 二訂版	1997
153	政経518	実教出版	政治・経済 新訂版	1997
154	政経519	清水書院	新政治・経済 改訂版	1997
155	政経520	数研出版	改訂版 高等学校政治・経済	1997
156	政経521	第一学習社	高等学校 改訂版 政治・経済	1997
157	政経522	東京学習出版社	政治・経済	1997
158	政経523	東京書籍	政治・経済	1998

ID	教科書番号	出版社名	教科書名	検定年
159	政経524	実教出版	高校政治・経済 新訂版	1998
160	政経525	三省堂	政治・経済 改訂版	1998
161	政経526	教育出版	政治・経済 改訂版	1998
162	政経527	清水書院	現代政治・経済 改訂版	1998
163	政経528	山川出版社	現代の政治・経済 改訂版	1998
164	政経529	一橋出版	現代政治・経済	1998
165	政経530	第一学習社	高等学校 改訂版 精選政治・経済	1998
166	政経531	桐原書店	新政治経済 改訂版	1998
167	政経001	実教出版	政治・経済	2002
168	政経002	清水書院	高等学校新政治・経済	2002
169	政経003	数研出版	高等学校政治・経済	2002
170	政経004	第一学習社	高等学校政治・経済	2002
171	政経005	桐原書店	新政治経済	2002
172	政経006	東京書籍	政治・経済	2003
173	政経007	実教出版	高校政治・経済	2003
174	政経008	三省堂	政治・経済	2003
175	政経009	教育出版	政治・経済 明日を見つめて	2003
176	政経010	清水書院	高等学校現代政治・経済	2003
177	政経011	山川出版社	現代の政治・経済	2003
178	政経012	数研出版	政治・経済 一 2 1 世紀を生きる一	2003
179	政経013	一橋出版	政治・経済	2003
180	政経014	第一学習社	高等学校新政治・経済	2003
181	政経015	東京学習出版社	政治・経済	2003
182	政経015	山川出版社	東学版 政治・経済	2003
183	政経016	実教出版	新版 政治・経済	2006
184	政経017	清水書院	高等学校新政治・経済 改訂版	2006
185	政経018	山川出版社	詳説政治・経済	2006
186	政経019	数研出版	改訂版 高等学校政治・経済	2006
187	政経020	第一学習社	高等学校 改訂版 政治・経済	2006
188	政経021	桐原書店	新政治経済 改訂版	2006
189	政経022	東京書籍	政治・経済	2007
190	政経023	実教出版	高校政治・経済 新訂版	2007
191	政経024	清水書院	高等学校現代政治・経済 改訂版	2007
192	政経025	第一学習社	高等学校 改訂版 新政治・経済	2007
193	政経301	第一学習社	高等学校政治・経済	2012
194	政経302	東京書籍	政治・経済	2013
195	政経303	実教出版	高校政治・経済	2013
196	政経304	実教出版	最新政治・経済	2013
197	政経305	清水書院	高等学校新政治・経済 最新版	2013
198	政経306	清水書院	高等学校現代政治・経済 最新版	2013
199	政経307	山川出版社	詳説政治・経済	2013
200	政経308	数研出版	政治・経済	2013
201	政経309	第一学習社	高等学校 改訂版 政治・経済	2016
202	政経310	第一学習社	高等学校 新政治・経済	2016
203	政経311	東京書籍	政治・経済	2017
204	政経312	実教出版	高校政治・経済 新訂版	2017
205	政経313	実教出版	最新政治・経済 新訂版	2017
206	政経314	清水書院	高等学校 現代政治・経済 新訂版	2017
207	政経315	清水書院	高等学校 新政治・経済 新訂版	2017
208	政経316	山川出版社	詳説 政治・経済 改訂版	2017
209	政経317	数研出版	改訂版 政治・経済	2017

表2 「政治・経済」教科書 全209冊 出版社別・時系列リスト

学習指導要領との対応	1960年版					1970年版					1978年版					1989年版					1999/2007年版					2009年版					
	1 9 6 5	1 9 6 6	1 9 6 7	1 9 9 6	1 9 9 8	1 9 7 7	1 9 7 7	1 9 7 7	1 9 7 7	1 9 7 7	1 9 8 8	1 9 8 8	1 9 8 8	1 9 8 8	1 9 9 9	1 9 9 9	1 9 9 9	2 0 0 0	2 0 0 0	2 0 0 0	2 0 0 0	2 0 1 1	2 0 1 1	2 0 1 1	2 0 2 2	2 0 2 2	2 0 2 2	2 0 2 2			
実教出版	006 007	020 021	043 044			053 057	067 074	082 086		094 103	114 115	127 128		135 143	153 159						173 183	167 190							196 195	205 204	
清水書院		009 031	042			050 073	087		081	099	110 117	123 130		136 146	154 162						168 178	184 191							197 198	207 208	
第一学習社						059 075	089		097	107	120	132		139 151	156 165						170 180	187 192							193 201	202	
東京書籍	012	024	037			047 072	084		090	101	112	125		142	158						172	189							184	203	
三省堂	014	028	040			054 083	081		095	104	116	129		144	160						174										
山川出版社	005	023	039	056	071	088								147	163						177	182									
一橋出版		022	046			068 083	082				100	124			138	164													199	208	
自由書房	004	018	041			048 085	078			108	119	131		148 149																	
数研出版									096	105	118			137	155						169	186							178	200	
中教出版	001	017	033			051 088	079		093	102	113	126																	200	209	
東京学習出版社						056 081	076			106	121	133		140	157						161										
教育出版										098	109	122		145	161																
講談社	002	032	038			055 086	080																								
帝国書院	015	025	036			049 082	077																								
角川書店	019	030	045			080 070																									
学校図書			035			082 084	085														150	166									
桐原書店																															
好學社	003	019	034																												
ミネルヴァ書房	011	026																													
日本書院	008	027																													
日本書籍														134	152																
高教出版	010																														
教学社	018																														
教育図書		029																													
学習研究社														141																	

※ 表中 □ のなかの数字は(表1)記載の「ID」を示す

# The Process of Social Permeation of Concepts related to the Separation of Religion and Politics in Postwar Japan: an Analysis of High School Textbooks

Hotaka TSUKADA\* · Yusaku OKAZAKI\*\*

## ABSTRACT

How do the knowledge and perception of concepts such as “separation of religion and politics” and “freedom of religion” and related matters and incidents come to be acquired in postwar Japanese society? In order to answer this question, we chose to investigate high school textbooks and, more specifically, analyze the contents of all 209 “Politics and Economy” textbooks published from 1965 to the present. First, in order to grasp the current situation, we investigate the 9 textbooks that are in use today. They contain in the section dealing with the Constitution of Japan, explanations of the terms “freedom of religion” and “separation of religion and politics.” These concepts are described using concrete examples of problems related to the separation of politics and religion, such as the Tsu Jichinsai case, the official visits of the Yasukuni shrine by Japanese prime ministers, and the State Shinto of prewar Japan. Also, in terms of litigations, the textbooks provide specific examples that the Supreme Court judged unconstitutional, such as the Ehime Tamagushi case and the Sorachibuto Shrine case. In our analysis, we then consider the stage at which these terms and descriptions were added to the textbooks. The earliest 16 textbooks only contain the expression “freedom of religion”. In the 1970s, however, following the various lawsuits associated with the separation of religion and politics, explanations became more detailed. As a result, despite the slight divergence of emphasis among different textbooks, it becomes clear that the changes undergone by textbook explanations related to these matters reflected the process by which the “separation of religion and politics” became a social problem, and contributed to spreading awareness and knowledge about such issues in Japan.